

第2次 生石地区まちづくり計画

(2025年4月～2035年3月)



生石地区まちづくり協議会

目 次

はじめに	1
------------	---

第2次生石地区まちづくり計画（2025年4月～2035年3月）

まちづくり〈基本目標〉〈基本方針〉〈重点目標〉	2
まちづくり基本計画と役割分担	3
1 安全安心で人にやさしいまちづくり	3
2 美しい自然の広がるまちづくり	4
3 強い絆で結ばれる人が交流するまちづくり	5
4 地元企業と連携し地域の未来を担うまちづくり	6
5 次の世代へ夢をつなぐまちづくり	6

資 料

生石地区の概要	7
まちづくり協議会の歩み	8
まちづくり協議会組織図	10
まちづくり協議会 6部会の活動	11
まちづくり協議会の規約	17

はじめに

生石地区まちづくり協議会
会長 八木 昭 憲



私たち「生石地区まちづくり協議会」は、行政機関や大学による地域構想の勉強会や研修会へ参加するなど、2年間の準備期間を経て、2014年4月に地域の皆様方や各種団体、各企業、行政等への深いご理解、ご賛同を得て設立されました。そこで、「生石地区の安心安全、防災に備えた垣生山の里山化」を基本構想に掲げ、10年間に亘る「生石地区まちづくり計画」を策定しました。そして、それに基づき、10年間様々な活動を行ってきましたが、昨年6月に「10周年記念式典」を挙行することができました。

この10年を振り返ってみますと、私たちが一番打撃を受けたのは、まだ記憶に新しい新型コロナウイルス感染症でした。この感染症は私たちがこれまでに経験したことのない、様々な問題を与え続け、当協議会の活動もたいへん支障をきたしました。

そのような困難な中、当協議会は大きな事業の一つとして、松山市指定有形文化財「掩体壕」の管理を市から委託されました。そこで、教育文化部が中心となり、平和の尊さをいつまでも語り継いでいく「語り部」として活動を続け、好評を得ています。

「掩体壕」の見学者は年々増え、昨年度は「平和教育プログラム」の一環として、松山市内の小学校53校、4700名の子供たちが訪れてくれました。今後は、生石地区の中学生・高校生、そして、大学生たちが一人でも多く地域の文化的遺産に関心を持ち、「語り部」の後継者になってもらえるよう、活動の輪を広げたいと思っています。

そして、「垣生山の里山化」にも力を注いでいます。垣生山整備部を中心に案内板を設置するなど、登山道の整備と共に、平和の桜「陽光桜」を100本以上植樹しました。桜が咲く頃には地域の皆さんの憩いの場として、大勢の人が訪れています。更に、小学生は垣生山登山道の側に、中学生は校庭に陽光桜の卒業記念植樹を毎年行い、子供たちの思い出づくりに役立つよう活動をしています。また、松山市の計らいで、生石地区を開通する外環状線の側道に、約180本もの「陽光桜」が植樹されましたので、今や生石地区は桜のまちになりつつあります。

このような活動を続けていますが、設立以来10年間を経過し、当協議会がまだまだ取り組まなければならない新たな課題も見えてきました。そして、更に生石地区が今以上に安心安全で暮らしやすいまち、美しい自然のあるまち、そして健康で交流のあるまちになることを目指していく活動の指針とするため、今後10年間の「第2次生石地区まちづくり計画」を作成しました。

この計画を実践し、目標を達成するためには、地域の皆様が主体となって、暮らしの中の知恵や経験を大切にしながら、新しいものを学び、認識し、それを繋げていくことがどうしても必要です。地域の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに「第2次生石地区まちづくり計画」の策定に当たり、検討いただいた役員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご指導をいただきました関係各位の皆様にご心より感謝申し上げます。

第2次生石地区まちづくり計画

(2025年4月～2035年3月)

＜基本目標＞

みんなで力を合わせて、子どもからお年寄りまで、安全・安心で、快適な暮らしができ、誰もが住んで良かったと実感できる生石地区をめざし、将来に引き継いでいきます。

＜基本方針＞

＜重点目標＞



役割分担

住民	●住民が取り組む事項 ●住民にはまち協・町内会・公民館が含まれる
協働	●住民と行政が協働で取り組む事項
行政	●行政が取り組む事項

基本計画・取組

1 安全安心で人にやさしいまちづくり	誰もが暮らしやすいまちは、安全安心が根幹にあり、互いに助け合う姿勢が求められています。	役割分担	担当
	災害に強いまちへの取組強化		
	防災訓練の充実	協働	生活安全部
	防災・救命に関する講習の実施	協働	生活安全部
	災害対策の強化	協働	生活安全部
	災害時の情報伝達力の強化	住民	生活安全部
	災害時の連携体制強化	住民	生活安全部
	河川・水路等の安全対策	協働	生活安全部
	交通安全活動の推進		
	安全・安心な交通環境の整備	協働	生活安全部
	交通危険箇所調査・対策	協働	生活安全部
	交通安全に関する講習・啓発活動の強化	協働	生活安全部
	交通安全マップの作成	協働	生活安全部
	警察及び関係団体との連携強化	協働	生活安全部
	犯罪防止のための取組強化		
	防犯環境の整備	協働	生活安全部
	防犯パトロールの強化	住民	生活安全部
	防犯講習等の啓発強化	協働	生活安全部
	防犯情報力の強化	協働	生活安全部
	防犯組織力の向上	協働	生活安全部
	子どもやお年寄り等の安全対策推進		
	子ども見守り強化	住民	生活安全部・教育文化部
	まもる君の家普及	協働	生活安全部・教育文化部
	通学路の安全点検	協働	生活安全部・教育文化部
	高齢者や障がい者の自立支援、見守り強化	協働	生活安全部・福祉部

2 美しい自然の広がるまちづくり	誰もが環境課題について考え、環境改善に向けた取組など、美しい自然を守る姿勢が求められています。	役割分担	担当
	環境改善の活動強化		
	河川の美化清掃活動	協働	環境部
	小中学生と住民との合同清掃	住民	環境部・教育文化部
	市・県・国道沿いの雑草除去	行政	環境部・生活安全部
	ペットの飼育マナーの向上	住民	環境部
	環境学習会の開催	協働	環境部
	バリアフリーへの取組の推進	行政	環境部・福祉部
	ゴミ対策の強化		
	ゴミ出しルールの周知啓発	協働	環境部
	ゴミ出しステーションの美化	住民	環境部
	ゴミ問題への意識やモラルの醸成	協働	環境部
	不法投棄の根絶	協働	環境部
	緑化の推進		
	花壇の整備	協働	環境部
	花の栽培教室の開催	協働	環境部
	公園管理者との協力	協働	環境部
	街路樹の育成保全と管理	行政	環境部
	エコ活動への取組		
	エコ活動意識の向上	協働	環境部
	エコクッキング講習会の開催	住民	環境部
	緑のカーテンの推進	住民	環境部



空港通り清掃活動

3 強い絆で結ばれ人が交流するまちづくり	人とのつながりを強めるため、世代を超え、誰もが健康で交流することが求められています。	役割分担	担当
	世代間交流の促進		
	三世代の交流イベント実施	協働	福祉部・教育文化部
	三世代による花いっぱい運動	住民	福祉部・環境部
	三世代によるゴミ減量作戦	住民	福祉部・環境部
	挨拶しあうまちづくり	住民	福祉部・教育文化部
	体験活動の推進	住民	教育文化部
	朝のラジオ体操の奨励	住民	教育文化部
	季節行事の開催	住民	事務局
	若手リーダーの育成	住民	事務局
	ボランティアグループの活用	住民	事務局
	健康づくり活動への取組		
	健康まち歩きイベントの開催	住民	福祉部・教育文化部
	ウォーキングマップの作成	住民	福祉部・教育文化部
	スポーツ、レクリエーション大会の開催	住民	福祉部・教育文化部
	健康、福祉講座の開催	協働	福祉部
	国際交流の促進		
	地域資料の外国語版作成	住民	事務局
	垣生山の里山整備と活用		
	桜の植樹・里山への整備	住民	垣生山整備部
	登山道の整備	協働	垣生山整備部
	健康・情操教育の場としての活用	住民	教育文化部
	防災機能の強化	協働	生活安全部



登山道の満開の陽光桜（北吉田側）

4 地元企業と連携し地域の未来を担うまちづくり	豊かな地域を創造するため、住民だけでなく、同じ地域に根をはる企業との連携が求められています。	役割分担	担当
	地元企業との連携強化		
	地域と地元企業が連携する防災訓練の実施	協働	生活安全部
	地元企業へ地域情報の提供	住民	広報部
	地元企業への見学会	協働	事務局
	地元企業への職場体験学習	協働	教育文化部
	共同イベントの開催		
	松山空港開催イベントの共同参画	住民	事務局
	地元企業との協働キャンペーン活動	住民	事務局
	地域行事の共同開催	住民	事務局
	地方祭への参加協力	住民	事務局

5 次の世代へ夢をつなぐまちづくり	地域を知ること、また伝統文化を継承して次世代へつなぐことが求められています。	役割分担	担当
	ふるさと学習の充実		
	掩体壕の管理と教育的活用	住民	教育文化部
	史跡めぐりの開催	住民	教育文化部
	ふるさとマップづくり	住民	教育文化部
	垣生山学習会	住民	教育文化部・垣生山整備部
	伝統文化の継承		
	文化芸能活動の推進	協働	教育文化部
	歴史や文化講座の実施	協働	教育文化部
	お祭りや伝統行事の調査と継承	住民	教育文化部
	郷土料理の研究とその講習会	住民	教育文化部
	地域情報の収集と発信		
	生石まちづくり通信の充実	住民	広報部
	情報収集システムの構築とその発信	住民	広報部
	まちづくり協議会ホームページの活用	住民	広報部

生石地区の概要

生石地区は、松山市の西部の位置にあり、面積は約5.2平方キロ、周囲は約14kmで、その内、約4kmが瀬戸内海に面した海岸線です。

松山市の中心部（市庁）から生石支所までの距離は約4.7km、JR松山駅からは約3.4kmです。令和6年（2024年）4月現在の世帯数は8,804世帯、人口は18,722人。そして、65歳以上の高齢者が人口に占める高齢化比率は27.1%で、これは松山市よりも低いものの、年々少しずつ高くなっています。

現在の5町の名は古く、江戸初期の「伊予国知行高郷村数帳」に「北吉田村、南吉田村、高岡村、窪田村（明治期に久保田）、富久村」と記されていますが、明治に入り、5村は合併し、生石村が誕生しました。そして、昭和19年（1944年）に松山市に編入されました。

かつては、大根・ラッキョ・さつまいも等の野菜栽培が主な産業の農村地帯でしたが、戦後になり、（株）帝人を初め、次々と企業が進出し、臨海工業地帯を形成し、住民の海水浴場であった美しい白砂青松の海岸は工場用地、港湾に姿を変えました。

そして、地区には工業地帯に隣接して、国際化へ向かって愛媛の空の玄関口として、大きな役割を果たしている「松山空港」があります。

前身は、昭和18年（1943年）に開設された旧海軍航空隊の飛行場で、終戦とともに連合国軍に接収されましたが、昭和31年（1956年）から国内線に利用され、現在、羽田・伊丹を中心に中部・福岡・鹿児島・那覇便のほか、LCCを利用した成田行きも運航しています。

また、平成7年（1995年）から松山⇄ソウル間初の国際線定期便が就航しました。現在は釜山、台北へも定期便が就航しています。

そして、地区のシンボルとして自然豊かな「^{はぶやま}垣生山」があります。

標高118mの頂上は、現在公園と展望台が整備されていますが、そこからは360度の眺望で、夕日に染まる瀬戸内海や松山城、石鎚山系などの美しい景色が楽しめ、直下に松山空港があるため、時間が合えば飛行機の離着陸を望むこともできます。

また、1400年代後半に生石地域の豪族であった垣生氏が築いた、垣生山城跡の小さいやしろも残っています。

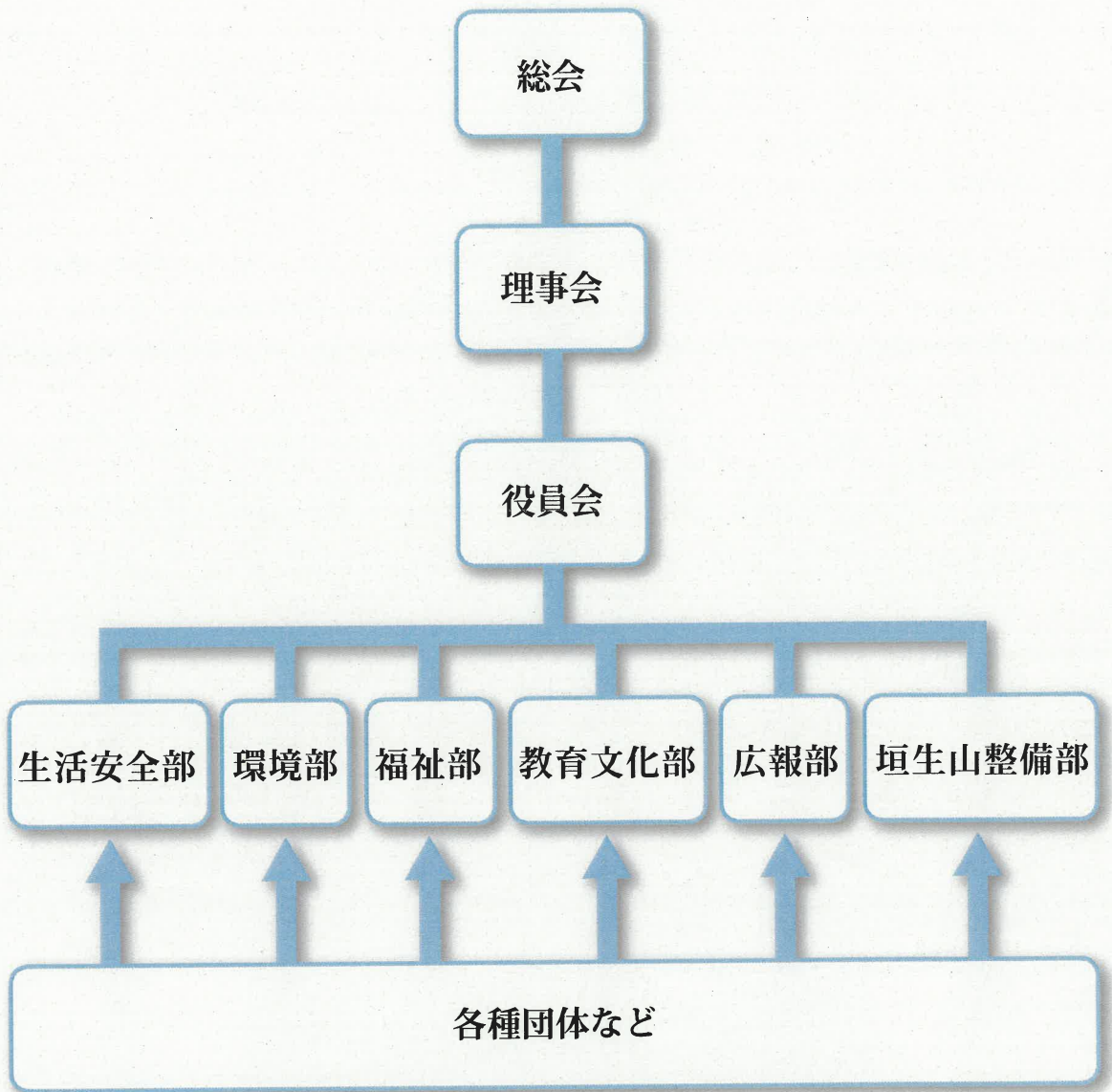


生石地区まちづくり協議会の歩み

2012年度（平成24年度）	
9月	「生石地区まちづくりを考える会」の発足
3月	「生石地区まちづくり協議会準備会」の設立
2013年度（平成25年度）	
9月	まちづくり通信1号発行、2号（1月）
10月	垣生山整備一以後、月1～2回開催一
2月	さくら植樹一以降、毎年垣生山に植樹一
2014年度（平成26年度）	
4月	「生石地区まちづくり協議会」設立総会一以降、毎年定期総会開催一
6月	三役・部会合同会議一以後、月1回開催、適時各部会開催一
9月	まちづくり通信3号発行、4号（1月）
1月	陽光桜卒業記念植樹一以降、毎年生石小学校等が植樹一
	第1次まちづくり計画（2015.4～2025.3月冊子の作成）
2月	第1次まちづくり計画ダイジェスト版の作成
	【その他、学習会、防災講習会、美化・緑化・清掃活動等を毎年実施】
2015年度（平成27年度）	
6月	まちづくり通信5号発行、6号（10月）、7号（3月）
11月	生石地区文化・芸能祭にまち協のPR写真出品一以降、毎年一
12月	親子ふれあいデー協力一以降、毎年一
2月	生石地区交通安全マップの作成
	垣生山登山道等の案内板設置
2016年度（平成28年度）	
6月	まちづくり通信8号発行、9号（10月）、10号（3月）
11月	初日の出観賞「垣生山に登ろう」一以降、毎年一
12月	生石地区福祉マップの発行
2月	防災パンフレットの作成
	生石地区の史跡案内図看板の設置及び除幕式
2017年度（平成29年度）	
4月	「垣生山に登ろう会」開催一以降、適時一
5月	まちづくり女子会一以降、適時一
7月	まちづくり通信11号発行、12号（11月）、13号（3月）
10月	えひめ国体「花のおもてなし活動」
11月	松山空港空の日フェスタ（特設コーナー・ステージ）一以降、毎年一
3月	生石地区史跡めぐりマップの作成
	垣生山からの展望図看板の設置及び除幕式

2018年度（平成30年度）	
6月	まちづくり通信14号発行、15号（11月）、16号（2月）
9月	まちづくり文庫を開設（生石公民館）—以降、毎年図書寄贈—
2019年度（平成31年度・令和元年）	
7月	まちづくり通信17号発行、18号（11月）、19号（3月）
2020年度（令和2年度）	
6月	シトラスリボンプロジェクト賛同、啓発活動の開始
7月	まちづくり通信20号発行、21号（11月）、22号（3月）
11月	垣生山案内板の設置 掩体壕保存整備完成記念セレモニー
1月	生石地区成人式の会場設営等の協力—以降、毎年—
3月	掩体壕リーフレット児童用の完成 子ども見守りパネルの完成 掩体壕見学会—以降、適時—
2021年度（令和3年度）	
7月	まちづくり通信23号発行、24号（12月）、25号（3月）
11月	垣生山土運び事業スタート 箱、看板設置
2月	交通安全マップの完成
3月	掩体壕リーフレット一般用の完成
2022年度（令和4年度）	
7月	まちづくり通信26号発行、27号（10月）、28号（3月） 掩体壕模型製作（西中学校美術部）
8月	垣生山登り用杖の制作・設置
2023年度（令和5年度）	
6月	「掩体壕」教育活用事業スタート まちづくり通信29号発行、30号（11月）、31号（3月）
2024年度（令和6年度）	
4月	第2次まちづくり計画策定
6月	生石地区まちづくり協議会10周年記念式典
7月	まちづくり通信32号発行、33号（11月）、34号（3月）
12月	愛南町紫電改展示館視察研修

生石地区まちづくり協議会 組織図



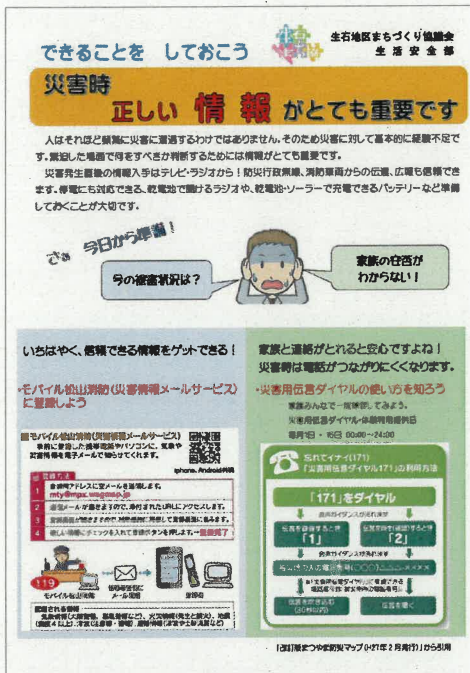
総 会	年1回／代議員
理事会	必要に応じ開催／役員・理事
役員会	月1回程度／役員
部 会	必要に応じて開催／部員

生石地区まちづくり協議会 6 部会の活動

生活安全部

「防災関係」では、防災救命に関する講習会を開催するとともに、生石地区の防災マップや南海トラフ巨大地震に備えたチラシを作成し、全世帯へ配付しています。「防犯関係」では、防犯子ども見守り隊パネルを作製するなど、防災・防犯意識の向上に努めています。

また、「交通安全関係」では、街中のカーブミラーの点検を実施し、生石地区交通安全マップを作成するほか、空港通りの清掃活動を実施し、歩道の通行安全や美観対策を行っています。



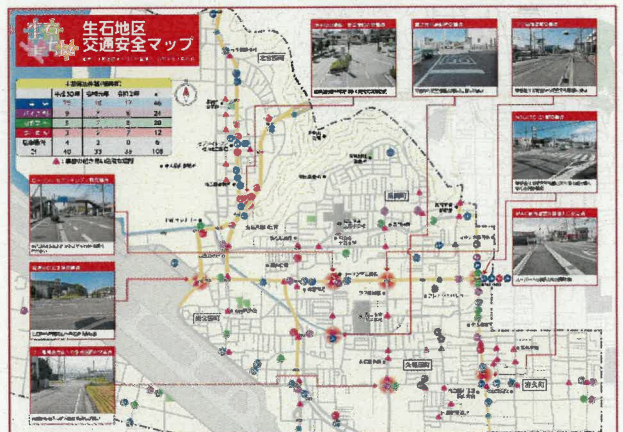
防災チラシ



防犯子ども見守り隊パネル



空港通りクリーンアップ活動



生石地区交通安全マップ

環 境 部

「エコ活動」では、松山市より派遣のエコリーダーの元、生石小学校の親子でエコクッキングを実施し、買い物から料理、ゴミの分別方法等、食に関する一連の行動を通じて、ごみの削減につながる学習に努めています。

「緑の推進」では、湯領公演前の堂ノ元川土手において、コスモスや紫陽花の植栽に取り組んでいます。生石公民館には、部員手作りのゴーヤとヘチマでグリーンカーテンを飾るとともに、葉牡丹、三色スミレ、かすみ草等を植栽し、生石地区成人式には、例年会場へプランターを運び花を添えています。



エコクッキング



湯領緑地 整備作業



湯領緑地 コスモス



みどりのカーテン



生石公民館 植栽作業

福 祉 部

「福祉活動事業」では社会福祉協議会と協働し、小学校では、車いす、手話、点字の体験を実施し、ハンディキャップのある方への理解と思いやり、高齢者への尊敬といたわりを育む「温かい町生石」という学習に取り組んでいます。

また小学生が作ったプレゼントカードに手紙をそえて、民生委員が地区内の一人住まいの高齢者に届ける活動をしています。

「高齢者健康講座」では健康寿命の増進をめざし、地区内の、高齢クラブ、サロン等を対象に健康増進の講演、体操を実施するとともに、「ふれあい食堂」を開設し三世代が交流し、くつろげる場所の提供をして、つながりの強い地域づくりを目指しています。



高齢者健康講座



ふれあい食堂プレゼント



ふれあい食堂事業

教育文化部

生石地区のシンボルである垣生山は「初日の出」「春の桜」「秋の夕日」等が鑑賞できる絶景スポットです。大切な地域の里山として、親しみを持っていただくため、折々のポスターを作成してアピールしています。

「シトラスリボン」プロジェクトに賛同して、生石地区はたちの集いにはりボンにメッセージを添え参加者に配布しています。

地区の史跡や歴史を知っていただくため「史跡めぐりマップ」の作成や、生石公民館図書室には「まちづくり文庫」として図書の寄贈をしています。

また、松山市有形文化財指定の「掩体壕」の案内リーフレット作製やボランティアガイド事業を通し、平和の大切さを考えるサポートをしています。



垣生山に登ろう会



空港通り清掃活動



シトラスリボン
プロジェクト



史跡めぐりマップ



ボランティアガイド

広 報 部

生石地区の公民館、分館、学校などで行われる各種活動や行事の情報を参考に、「生石まちづくり通信」を一年に3回発行しています。

部員が記事を分担して取材し、紙面はA3両面カラー印刷の二つ折りで、A4の4ページ仕様になっています。当初は発効部数も少なめでしたが、今では7,500部印刷して生石地区の全世帯に配布しています。

この他「生石地区まちづくり協議会ホームページ」の充実にも努めています。



取材風景



まちづくり通信



まちづくり協議会 ホームページ・フェイスブック

垣生山整備部

第一目標は垣生山の里山整備です。

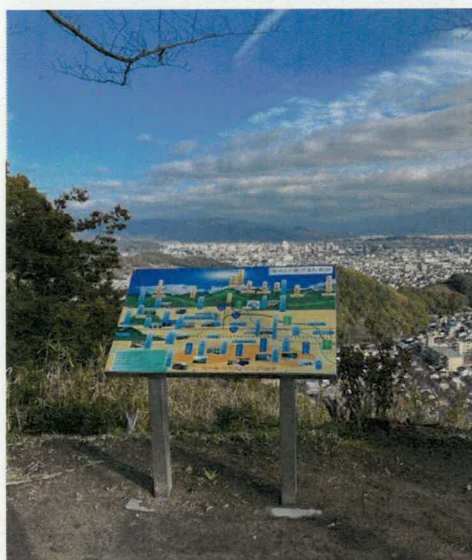
毎年2月には、生石小学校と西中学校生徒の卒業記念として、垣生山や校庭において[陽光桜]の植樹式を行なっています。

令和3年には、頂上に真心の土を運ぶため、登山道入口に真砂土を用意して、地域の皆様が登山をされる時に、手提げ袋でコツコツと運んでいただいた土の量は約3ヵ月間でトラック13台分計9,750kg。約1,600人にのぼる地域の皆様の郷土愛をいただきました。

垣生山を登る方々が少しでも利用しやすいように、登山道の除草、わかりやすい案内看板の設置、自由に使える杖の設置など、整備活動に努めています。



生石小学校記念植樹



頂上展望看板



表示板設置



登山道の満開の陽光桜（高岡側）

生石地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、生石地区まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）と称し、事務所は会長指定の場所に置く。

(区域)

第2条 協議会の区域（以下、生石地区という。）は、富久町、北吉田町、久保田町、高岡町、南吉田町とする。

(目的)

第3条 協議会は、生石地区において、住民一人ひとりが郷土を誇りに思い、愛する心をもち、互いが助け合うことで、生命の安全・安心と財産を守るとともに、地域コミュニティ活動の活性化と快適で住みやすいまちづくりの推進を目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) まちづくりを実践するための研究・協議・計画・企画立案に関すること
 - (2) 生石地区の住民又は団体の交流、連携、協力に関すること
 - (3) 広報、福祉、教育・文化、地域活性、環境整備及び安全・安心に関すること
 - (4) 行政等との協働に関すること
 - (5) 垣生山里山整備に関すること
 - (6) その他、協議会の目的達成に必要なこと
- 2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成し、会員の種別及び資格は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 生石地区に住所を有する個人
- (2) 団体会員 生石地区に活動拠点を有する各種団体、組織及び法人（以下「各種団体等」という。）
- (3) 賛助会員 生石地区以外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等で、会長が適当と認めるもの

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 各種団体等の構成員は、その団体等からの入会申込書の提出をもって、個人会員の申込みがあったものとみなす。

(退会等)

第7条 会員が次のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会員の資格を失ったとき
 - (2) 会員から退会の申出があったとき
- 2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めたときは、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。

(会費)

第8条 会員は、年度ごとに会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入方法等については、総会の承認を得て、生石地区まちづくり協議会規約施行細則（以下「細則」という。）で定める。

3 会員が退会した場合、既納の会費は返還しない。

第2章 役員等

（役員の種別）

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 事業部長 6名
- (6) 監事 2名

（役員の選任）

第10条 役員は、総会において個人会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員、理事及び第17条に定める代議員を兼ねることはできない。

（役員の職務）

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、協議会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。

4 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を処理し、資産管理・出納に必要な書類を保管管理する。

5 事業部長は、当該部会を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を役員会及び理事会に報告するとともに、各種施策を建議する。

6 監事は、次の職務を行う。

- (1) 会計処理の監査
- (2) 業務運営の執行状況の監査
- (3) 前2号に伴い不正の事実を発見した場合の総会への報告
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めた場合の臨時総会の招集請求

（役員の任期）

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職に連続3期を超えて在任することはできない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間は、前項ただし書きに規定する残任期間に含めない。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

（役員等の報酬）

第13条 役員等の報酬は、細則で定める。

（事務局）

第14条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の企画・運営に関すること

- (2) 各部の総括・調整に関する事
- (3) 各種事務手続きその他庶務に関する事
- (4) その他事務局が行うこととなった事項に関する事
- 3 協議会に事務員を置くことができる。
- 4 事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。
- 5 事務員は、理事会の同意を得て会長が任命する。

(相談役)

第15条 協議会に相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、会長の諮問に応じ協議会の運営に関し意見を述べるることができる。ただし、表決権はないものとする。

第3章 総会

(総会の種類)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第17条 総会は代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。ただし、代議員数は細則で定める。

- (1) 監事を除く役員及び理事
- (2) 団体会員
- (3) 個人会員の代表者（第6条第2項の規定により、個人会員とみなされるものを除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、監事は総会に出席することができる。
- 3 第1項第2号に規定する代議員は、1団体あたり1名とし、団体の長とする。ただし、複数の団体に重複しているときは、別の者を代議員として選出する。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 規約に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 代議員の選任に関する事項
- (6) 役員及び理事の選任に関する事項
- (7) 会費及び役員の報酬に関する事項
- (8) その他協議会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第19条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 代議員の3分の1以上の者から請求があったとき
 - (3) 第11条第6項第4号の規定により、監事からの開催の請求があったとき
- 4 会長は、前項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決する。この場合において、議長は代議員としての表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第23条 代議員は、総会において1人1票の表決権を有する。

2 止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第21条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

(会議の公開)

第25条 総会の傍聴を希望する者は、細則に定めるところにより総会を傍聴することができる。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第26条 理事会は、監事を除く役員及び理事をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、監事は理事会に出席することができる。

3 理事は、総会において個人会員の中から選任する。

4 理事の任期は、2年とし、再任は妨げない。

5 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

7 理事の構成は、細則で定める。

(理事会の審議事項)

第27条 理事会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の除名に関する事項
- (4) 細則に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 第26条第1項に定める構成員（第30条及び第31条において「構成員」という。）の2分の1以上の者から招集の請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

（理事会の議長）

第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（理事会の定足数）

第30条 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（理事会の議決）

第31条 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。この場合において、議長は構成員の表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

（理事会の議事録）

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第33条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、監事は役員会に出席することができる。

（役員会の審議事項）

第34条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない会務に関する事項

（役員会の開催）

第35条 役員会は、会長が招集する。

（役員会の議長）

第36条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（役員会の定足数）

第37条 役員会は、第33条第1項に定める構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（役員会の議決）

第38条 役員会の議事は、出席した第33条第1項に定める構成員の過半数をもって決する。この場合において、議長は構成員の表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第39条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその役員会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第6章 部会

(部会の種別)

第40条 協議会に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 生活安全部 安全・安心に関する事業
- (2) 環境部 自然・生活環境の保全及び改善に関する事業
- (3) 福祉部 保健・福祉に関する事業
- (4) 教育文化部 文化・スポーツに関する事業
- (5) 広報部 広報、情報収集、啓発等に関する事業
- (6) 垣生山整備部 垣生山里山整備に関する事業

2 部会は、前項で定める事業のほか、次の事項を審議議決する。

- (1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関する事項
- (2) 部会の事務に関する事項
- (3) その他総会及び理事会の議決を要しない業務の遂行に関する事項

3 第1項の規定にかかわらず、2部会以上に関わる事業その他必要と認める事項を審議議決するため、理事会の承認を得て専門部会を置くことができる。専門部会の運営に関する事項は、細則で定める。

(部会の構成)

第41条 部会は部長が指名する会員（以下「部員」という。）をもって構成する。

2 部会には部長及び若干名の副部長を置く。

3 副部長は、部長が指名し、役員会に報告する。

4 部長及び副部長の任期は2年とし、再任は妨げない。

5 補欠により選任された部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 部長及び副部長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(部会の開催)

第42条 部会は、部長が招集する。

2 部会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 部長が必要と認めたとき。
- (2) 部員の2分の1以上の者から招集の請求があったとき。

3 部長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに部会を招集しなければならない。

(部会の議長)

第43条 部会の議長は、部長がこれにあたる。

第7章 まちづくり計画、会計及び資産

(まちづくり計画)

第44条 生石地区の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が役員会及び理事会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(会計年度)

第45条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び予算)

第46条 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき会長が作成し、役員会及び理事会の審議を経て、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 協議会の事業報告及び決算は、会長が関係書類を作成し、役員会及び理事会の審議を経て、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(資産の構成)

第48条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める資産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる果実
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第49条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(経費)

第50条 協議会の運営に要する経費は、資産をもって充てる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第51条 この規約は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第52条 協議会は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余資産の処分)

第53条 前条の規定により協議会が解散したときに有する残余資産の処分方法は、総会の過半数の議決を得て定めなければならない。

第9章 雑則

(書類及び帳簿の整備)

第54条 協議会に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) まちづくり計画の策定に関する文書
- (2) 規約及び細則に関する文書

- (3) 総会、理事会及び役員会の議事に関する書類
- (4) 役員、理事、代議員等の選任及びその名簿に関する文書
- (5) 会員名簿及び会費に関する文書
- (6) 市の補助金に関する文書
- (7) 予算及び決算並びに事業計画及び事業報告に関する文書
- (8) 出納に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 資産目録
- (10) その他会長が必要と認めた書類及び帳簿

(文書等の保存)

第55条 会長は、協議会が運営上作成し又は取得した文書、帳簿、図画、写真及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）を適正に保存しなければならない。文書等の保存期間は、細則で定める。

(情報公開)

第56条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

- 2 会員からの文書等の閲覧請求があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(個人情報の保護)

第57条 会員は、協議会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。

(細則への委任)

第58条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の審議を経て細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年4月12日から施行する。
- 2 本会の設立時には、総会出席者を第17条に規定する代議員とみなし、議案の議決をおこなう。ただし、第17条の要件を満たす者で止むを得ない理由のため総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。また、委任状の提出をもってその者は総会出席者とみなす。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 協議会の設立初年度の会計は、第45条の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成27年3月31日までとする。

行細則第6条2は遡って令和4年4月1日から施行する。

第2次 生石地区まちづくり計画

(2025年4月～2035年3月)

編集／発行 生石地区まちづくり協議会

